

第 4672 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 2月20日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 👉 ホームページの製作費用

**Q**：当社は、このたび広告宣伝用にホームページを作成しました。これにかかった費用はどのように取り扱われますか？

**A**：原則として、ホームページの引渡しを受けた時の損金とすることができます。

### 【解説】

インターネットの普及に伴い、たくさんの会社がホームページを開設しています。

このホームページの製作にかかる費用は、原則として、そのホームページの引渡しを受けた時の損金とすることができます。

これは、ホームページが、①通常、会社や新製品の広告宣伝のために制作され、その内容は頻繁に更新されるため、制作費用の効果が1年以上に及ぶことは稀であること、②通常のホームページの中にはソフトウェア(コンピュータプログラム)が組み込まれていないことから、このような取扱いになってます。

したがって、使用期間が1年を超えるようなホームページを作成したような場合は、一時の損金として処理することはできず、繰延資産として、その使用期間に応じて均等償却をしていかなければなりません。

また、データベースやネットワークへアクセスできるような仕組みとなっている場合には、その費用の中にコンピュータプログラムの作成費用が含まれていると認められますので、製作費用のうちこれらのプログラムの作成費用に相当する金額はソフトウェアの開発費用として5年間で均等償却していかなければなりません。

